

秋田市告示第46号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項の規定に基づき、指定地域密着型サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の11の規定により告示する。

令和8年2月17日

秋田市長 沼谷 純

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の所在地	指定の年月日	サービスの 種 類
株式会社廻	デイサービス めぐり	秋田市南通亀の 町4番7号	令和8年2月15日	地域密着型 通所介護